

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
北部農と緑の総合事務所	管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。 <table><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr><tr><td>A</td><td>令和6年4月19日</td><td>令和6年4月10日</td><td>令和6年4月18日</td><td>680円</td></tr></table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和6年4月19日	令和6年4月10日	令和6年4月18日	680円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和6年4月19日	令和6年4月10日	令和6年4月18日	680円										
措置の内容														
検出事項について、過誤払となった旅費は、直ちに戻入手続きを行い、返納済である。 検出事項の原因は、申請者が当初入力したことを失念して重複入力したこと、直接監督責任者と旅費支給担当者の確認不足により重複入力を見落としたことにある。 再発防止策として、所属職員に対し、本事案について注意喚起を行うとともに、旅費支給担当者が管内旅費集計を行う際には、複数人で確認を行うこととし、チェック体制を強化した。今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）